

# 加給年金額とは

加給年金額は、退職共済年金および障害共済年金の受給権者に配偶者または子があり、一定の要件に合っている間、基本の年金額に加算されます。

## 1 退職共済年金に 加給年金額が加算されるのは

組合員期間が20年以上ある者で、特例による退職共済年金の定額部分の支給開始年齢に達したとき、その者によって生計を維持していた(注)65歳未満の配偶者、18歳到達年度の末日(3月31日)までの未婚の子または、20歳未満で障害等級が1、2級に該当する未婚の子がいるときは、加給年金額が加算されます。

(注)退職共済年金の受給権者と生計を共にしていた者のうち恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得で655万5千円)未満と認められる者等です。

### 定額部分の支給開始年齢

受給権者の生年月日	加給年金額が加算される年齢 ( )表示は、特定消防組合員
昭和22年4月2日～ 昭和24年4月1日	64歳(61歳)
昭和24年4月2日～ 昭和26年4月1日	65歳(62歳)
昭和26年4月2日～ 昭和28年4月1日	65歳(63歳)
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日	65歳(64歳)
昭和30年4月2日以降	65歳(65歳)

※1. 昭和22年4月1日以前生まれの方の加算される年齢は省略しています。  
2. 障害者の特例、長期在職者(組合員期間44年以上)の特例を受けることができる方は、上表の年齢より早く加算されます。

## 2 加給年金額は いくら?

●配偶者に係る加給年金額

396,000円

(年額・平成21年度特例水準額(以下同じ))

●子に係る加給年金額

子2人まで、1人につき227,900円

子3人目から1人につき75,900円

### 3

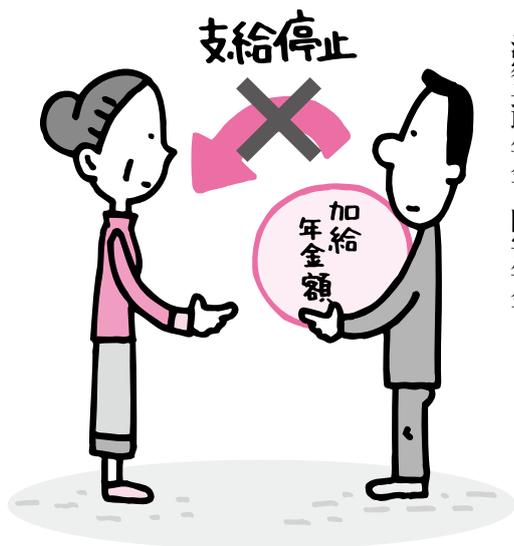
## 加給年金額の停止

加給年金額については、その対象となつてい  
る配偶者が次の年金を受けることができる場  
合は、共済組合に届け出ることになっており、  
その間、支給が停止されます。

●国民年金の障害基礎年金、障害年金

●厚生年金の加入期間が20年(240月)以上  
であるもの、又は20年未満であっても20年と  
みなされる老齢厚生年金、障害厚生年金、旧

●厚生年金保険法による老齢年金、障害年金  
●共済組合の組合期間が20年(240月)以上  
の退職共済年金、障害共済年金、退職年金、  
減額退職年金、障害年金



### 4

## 加給年金額が失権となるのは

加給年金額対象者が次の要件に該当するこ  
きは、共済組合に届け出ることになっており、  
「加給年金額」部分は失権となります。

- ① 死亡したとき
  - ② 離婚、別居等により受給権者との  
生計維持関係がなくなったとき
  - ③ 配偶者が65歳に達したとき
  - ④ 子が養子縁組によって、  
配偶者以外の者の養子になったとき
  - ⑤ 養子縁組による子が、離縁したとき
  - ⑥ 子が婚姻をしたとき
  - ⑦ 子(障害等級が1級または2級に該当する  
障害の状態にある子を除く)が  
18歳となり、その日以後の  
最初の3月31日が到来したとき
  - ⑧ 障害等級が1級または2級に該当する  
障害の状態にある子が、⑦の到来日から  
20歳に達するまでに1級または2級に  
該当する障害の状態でなくなったとき
  - ⑨ 障害等級が1級または2級に該当する  
障害の状態にある子が、20歳に達したとき
- ※③・⑦・⑨の届け出は、不要となります。

## 共済事業説明会「平成21年度制度改正等について」を開催しました

去る平成21年5月19日、奈良県市町村会館8階大研修室にて「共済事業説明会」を右記のとおり開催しました。

この説明会では、各所属所の共済事務担当者の皆さまにご参加いただき、平成21年度の事業概要と主な制度改正点等について説明を行い、制度改正等で複雑になる共済制度へのご理解と円滑な事務についてのご協力をお願いしました。

また、説明会当日は、公務が多忙中にもかかわらず、多数の共済事務担当者のご出席をいただきありがとうございました。

今後も組合員とその被扶養者の皆さまに共済制度が十分普及できますよう、より充実した説明会となるよう努めます。



■共済事業説明会  
「平成21年度制度改正等について」  
(13:30~16:30)

内容	担当課
平成21年度 事業計画概況	総務課
短期事業等について	保険課
平成21年度年金事業と 制度改正について	年金課
福祉事業の改正について	福祉課
情報システム 関連事業について	情報システム 管理室